

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		都市計画法第 65 条第 1 項による建築等の制限
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		都市計画法
条 項		第 65 条第 1 項
所 管 課		土木部 広域道路推進室（電話：048-829-1501）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な方針・基準を設定することが困難であるため。)
	備 考	対象は次の 3 路線とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま都市計画道路事業 1・4・2 号 高速埼玉中央道路 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・4 号 新大宮バイパス線 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・5 号 上尾バイパス線